

## 特別定額給付金の「先行申請」による申請受付について（松江市）

松江市特別定額給付金実施本部事務局

令和2年5月13日（水）

### 1. 趣旨

特別定額給付金について、本市では5月1日からオンライン申請による受付を開始し、現在、郵送申請の準備を進めている段階であるが、約9万世帯への送付準備に一定の期間を要する（5月29日郵送開始予定）ため、申請・給付が急がれるひとり親家庭・大学生等のうちの希望者について、「先行申請」による申請受付・給付を行うもの。

### 2. 先行申請の対象者

#### ①ひとり親家庭

・ひとり親家庭のうち、児童扶養手当を受給している方

#### ②大学生等

・大学生・短期大学生・専門学校生等（学生証（写真付）の写しを申請書に添付）

※①・②いずれも給付金制度の基準日（令和2年4月27日）において本市の住民基本台帳に記載があり、本人が世帯主（給付金の受給権者）である場合に限る。

※先行申請方式により申請した方は、郵送申請やオンライン申請（マイナンバーカードによる申請）はできない。

### 3. 対象者数

約2,000人

①ひとり親家庭：児童扶養手当の受給者約1,500人のうち世帯主約1,400人

②大学生等：市内の同年代（18～22歳）の世帯主約1,200人の半数約600人を見込む

### 4. 申請方法

#### ①ひとり親家庭

該当者へ市から申請書を郵送（5月15日（金）頃発送）

→ 本人が必要事項を記入し市へ郵送申請

#### ②大学生等

希望者へ各大学の窓口等で申請書を配布（5月15日（金）から配布）

→ 本人が必要事項を記入し市へ郵送申請

※①・②いずれも世帯員等の記載の無い申請書を送付するため、本人が世帯員等を記入して申請する。

### 5. 申請受付期間等

・先行申請の申請受付期間は5月15日（金）～5月28日（木）までとする。

（それ以降は通常の郵送申請による申請受付とする（5月29日（金）郵送開始予定））

・先行申請受付分の給付は5月下旬から順次行う予定。

### 6. 問い合わせ先

松江市特別定額給付金実施本部事務局

〒690-0852 千鳥町71番地 松江市在宅福祉サービスセンター1階

☎ 55-5027（土日祝日を除く）